

5 総務部事業

(1) 文化振興基金助成事業

ア 継続事業

県民の文化活動が活発に推進されるよう、文化団体等が実施する次の事業に対し、助成を行う。

対象事業名	内 容
文化活動成果発表事業	文化活動の成果発表のために行う展示会、演奏会、芸能祭等で広域にわたるもの
各種大会等参加事業	全国大会、東北大会等の大規模な催しへの参加
文化活動研修事業	文化活動指導者等の研修会、講習会の開催または県外で行われる研修会等への参加
文化団体備品整備事業	楽器、郷土芸能用具、その他文化団体の活動に必要な備品の購入または修理
刊行物発行事業	文芸作品集、郷土研究誌等の刊行
参加する文化活動推進事業	地域社会を基盤として住民自ら参加して行う文化活動
文化団体結成促進事業	市町村の総合的芸術文化団体または広域にわたる文化団体の結成促進
特認事業	文化振興上、特に必要と認める事業

イ 特別事業

岩手県文化振興指針の改定に合わせ、同指針に定める基本的な施策を推進するため、次の事業に対し、助成を行う。

対象事業名	内 容
被災団体備品整備事業	津波被害を受けた郷土芸能用具購入または修理
いわて芸術家派遣事業	岩手県内在住の芸術家を学校等に派遣し、児童生徒の鑑賞の機会を提供する活動に対し助成し、芸術家の人材活用と育成を目指す事業

アートマネージャー育成事業	県が実施するアートマネジメント研修を受講した者で、選考された者が（公社）全国公立文化施設協会が実施するアートマネジメント研修に参加する費用の一部を助成し、アートマネージャーの育成を目指す事業
若手芸術家・郷土芸能後継者等育成事業	国内の優れた指導者による若手芸術家を育成する研修の開催や、学生や未経験者を対象とした体験入門研修やワークショップ等を実施する活動に対し助成し、次代を担う創造性豊かな若手芸術家の育成と文化芸術のすそ野の人材確保を目指す事業

（２）第68回岩手芸術祭開催事業（県からの受託事業）

県内の芸術団体と連携し、岩手芸術祭を開催する。

（３）芸術文化による子供の育成事業（芸術家の派遣事業） [東日本大震災復興支援対応]

文化庁から委託を受け、東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地において、子どもたちを中心に文化芸術を体験する事業を実施することによって、子どもたちが健やかに過ごせ安心できる環境の醸成を図るとともに、円滑な地域の復興に資することを目的に実施する。（実行委員会方式）

（４）事業団の各事業所等による合同事業（事業団プレゼンツ事業）

事業団が運営する４事業所等が一体となり、岩手県の優れた自然、文化、歴史のほか、音楽、美術に関する芸術文化活動について、より多くの方々に親しんでいただくことを目的に、県内市町村に出向き広く公開する事業を実施する。

（５）広報事業

ラジオ、新聞等やオープン事業団によるマスコミを活用した広報を積極的に展開するとともに、事業団ホームページの充実に努める。

（６）寄附金の募集

事業団の設立目的である芸術文化の振興事業及び東日本大震災津波の復興支援事業の推進に充てるため、寄付金を募集する。

（７）創立30周年記念事業

昭和60年（1985年）4月1日に岩手県文化振興事業団が設立してから、平成27年度で30周年を迎えることから、記念事業を実施する。